

内閣人第
九〇号

起案
令和三年七月二九日

裁可	上奏	決定
令和	令和	令和
年	年	年
月	月	月
日	日	日

施行	令和
令和	年
年	月
月	日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣總務官

岸
井
坂
西
平
丸

内閣總務官



閣

内

麻生	國務大臣
武田	國務大臣
上川	國務大臣
茂木	國務大臣
萩生田	國務大臣

田村	國務大臣
野上	國務大臣
梶山	國務大臣
赤羽	國務大臣
河野	國務大臣

岸	國務大臣
井上	國務大臣
棚橋	國務大臣
加藤	國務大臣
平沢	國務大臣

坂本	國務大臣
西村	國務大臣
平井	國務大臣
平沢	國務大臣

堺

岡

正

晶

徹

最高裁判所判事に任命する

判事秋吉仁美

高等裁判所長官に任命する

(以上九月二日以降発令予定)

2丁	裁 判 所
八	年 号
	月
	日
	事
宅地建物取引主任者資格試験委員 (平成二十三)	項
	序
	岡 正 晶
	名

3丁

裁判所

年
号

月

日

事

項

序

岡
正
晶

年。平成十九年（平成二十三年委員長）

ノ
一七ノ
一六ノ
一一

日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員（平成二十六年。平成二十二年（平成二十五年委員長）

株式会社ニフコ社外監査役（平成二十三年）
東京大学法科大学院講師（平成二十四年）

4丁

裁 判 所

平成二〇

年
号

月
日

事

第一東京弁護士会副会長（平成二十年度）

項

序

名

岡 正 晶

5丁

裁判所

		年号	事	項	岡
		月			
		日			
成二十七年（	法務省法制審議会民法（債権關係）部会委員（平				正晶名

6丁								裁判所		年号	月	日	事項	序名
II	II													
二七										平成二三				
										九年)				
										日本不動産鑑定士協会鑑定評価監視委員会委員(～				
										平成二十九年)				
										公益財団法人日本税務研究センター評議員(～現在				
										一般財団法人日本法律家協会評議員(～平成二十九				
										年)				
										(在)				
										日本弁護士政治連盟常務理事(～平成二十七年)				
										一般財団法人不動産適正取引推進機構評議員(～現				
										日本弁護士連合会副会長(平成二十七年度)				

最高裁人任第1175号

令和3年7月28日

内閣總理大臣 菅 義 偉 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判 事

秋 吉 仁 美

(発令希望日 令和3年9月2日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和3年9月2日以降)

補職さべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
高松高長官	東京高判事	秋 吉 仁 美	63	判事補在職通算 10年以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号

裁判所									
年号		出生地		現住所		本籍		氏名	年月日の 旧氏名
月	日	事	項	序	名	秋吉仁美	昭和三十三年一月五日		
五五	三	上智大学法学部卒業							
五六	四	司法試験第二次試験合格							
五八	四	司法修習生を命ずる							
六〇	一	司法修習生の修習終了							
六一	四	判事補に任命する							
一二	一	東京地方裁判所判事補に補する							
札幌簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌地方裁判所判事補に補する							
最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	最高裁判所	司法試験管理委員会				

裁判所										昭和六三	年号	月	日	項	名	秋吉仁美
2丁	平成三	平成三	平成三	平成三	平成三	平成三	平成三	平成三	平成三							
七	四	四	四	四	四	四	四	四	四	一一	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	より判事の職務を行わしむる者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所		
一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	兼ねて熊本地方裁判所判事補に補する	熊本簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事補に補する	最高裁判所		
東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	兼ねて熊本地方裁判所判事に補する	兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	秋吉仁美	

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	秋吉仁美			
平成一五	四	一一	東京地方裁判所判事に補する															
二 二五	四	一	部の事務を総括するものに指名する	二 二四	一	部の事務を総括するものに指名する	二 二三	一	部の事務を総括するものに指名する	二 二二	一	部の事務を総括するものに指名する	二 二一	一	部の事務を総括するものに指名する	二 二〇	一	部の事務を総括するものに指名する
一 二	一 一	一 一	部の事務を総括するものに指名する	四	一	横浜地方裁判所判事に補する	二 二三	一	部の事務を総括する者に指名する	二 二二	一	部の事務を総括する者に指名する	二 二一	一	部の事務を総括する者に指名する	二 一九	一	部の事務を総括する者に指名する
判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	一 一七	一	部の事務を総括するものに指名する										
内閣															一 一六	四	平成一五	

5丁

		裁判所		年号	月	日	事項	最高裁判所	名	秋吉仁美
平成二五	四	一一	横浜地方裁判所判事に補する							
平成二六	六	一二	部の事務を総括する者に指名する							
平成二七	二四	一	東京家庭裁判所判事に補する							
平成二八	八	一	部の事務を総括する者に指名する							
平成二九	四	二	法制審議会臨時委員に任命する							
平成二〇	一六	四	東京高等裁判所判事に補する							
平成二一	二五	一六	裁判所職員総合研修所教官に充てる							
平成二二	九	二五	裁判所職員総合研修所長に補する							
平成二三	七	二二	法制審議会臨時委員を免ずる							
平成二四	二二	二二	裁判所職員総合研修所教官に充てることを解く							
平成二五	一	二二	さいたま家庭裁判所判事に補する							
平成二六	一	二二	さいたま家庭裁判所長を命ずる							
最高裁判所			最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	秋吉仁美

